

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保－０４（改０９）
提出年月日	２０２３年１２月１４日

島根原子力発電所２号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

（先行BWRプラントとの比較表）

【第１７条，第１７条の２，第１７条の３，第１７条の４，
第１７条の５，添付２ 抜粋】

２０２３年１２月
中国電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 2号炉について、防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時に行うための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該原子炉を所管する発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 7号炉</p> <p>防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条にお</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 2号炉</p> <p>課長（保修管理）は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、保修部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（保修管理）に報告する。課長（保修管理）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条</p>	<p>・「経路」とは、連絡体制における連絡経路のことをいう（以下、同様の箇所に係る備考欄の記載を省略する）。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 3号炉について、防災課長は、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※2}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※3}を配備する。</p> <p>6. 3号炉について、各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. 3号炉について、各課長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※4}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>8. 3号炉について、発電課長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>9. 3号炉について、防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉] 防災安全GMは、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※1}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※2}を配備する。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に火災が発生した場合、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. 各GMは、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 当直長は、第13条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>5. 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>において同じ。)</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>[3号炉] 課長（保修管理）は、初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する^{※1}。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 自衛消防隊に対して、火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 化学消防自動車、泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材^{※2}を配備する。</p> <p>2. 各課長または当直長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。</p> <p>4. 当直長は、第13条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>5. 課長（保修管理）は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>・記載位置の相違</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <table border="1" data-bbox="378 2033 577 2834"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※5</td> <td>1台※6※7</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)</td> <td>1500リットル以上※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。</p> <p>※5：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※6：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※5に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>※7：発電所合計数</p>	設備	数量	化学消防自動車※5	1台※6※7	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)	1500リットル以上※7	<p>※1：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※2</p> <table border="1" data-bbox="378 1240 577 2033"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※4</td> <td>1台※5※6</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統及び機器とする。</p> <p>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※5：化学消防自動車、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p>※6：化学消防自動車及び泡消火薬剤は7号炉と共用する。</p>	設備	数量	化学消防自動車※4	1台※5※6	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6	<p>※1：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※2</p> <table border="1" data-bbox="378 148 577 1240"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※4</td> <td>1台※5※6</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統および機器とする。</p> <p>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※5：化学消防自動車、点検または故障の場合には、※4に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p> <p>※6：化学消防自動車および泡消火薬剤は1号炉および2号炉と共用する。</p>	設備	数量	化学消防自動車※4	1台※5※6	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6	
設備	数量																				
化学消防自動車※5	1台※6※7																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む。)	1500リットル以上※7																				
設備	数量																				
化学消防自動車※4	1台※5※6																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6																				
設備	数量																				
化学消防自動車※4	1台※5※6																				
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上※6																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））</p> <p>第17条の2 2号炉について、防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）において原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、所長、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備（7号炉））</p> <p>第17条の2 7号炉について、技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備（2号炉））</p> <p>第17条の2 2号炉について、課長（技術）は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
〇〇：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行） （火山影響等発生時の体制の整備（2号炉）） 第17条の3	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行） （火山影響等発生時の体制の整備） 第17条の3 〔7号炉〕	島根原子力発電所 2号炉 （火山影響等発生時の体制の整備） 第17条の3 〔2号炉〕	備考
<p>2号炉について、防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>（1）火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>（2）（1）に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>（3）（2）に掲げるもの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 2号炉について、発電課長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>技術計画GMは、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>（1）火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>（2）（1）に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>（3）（2）に掲げるもの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各GMは、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力設備管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>課長（技術）は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の承認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>（1）火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>（2）（1）に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>（3）（2）に掲げるもの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課長は、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

	島根原子力発電所 2号炉	備考
女川原子力発電所（2023.2.25 施行） ※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行） ※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。	
	※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>2号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻、積雪等」をいう。以下、本条において同条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕 各GMIは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p> <p>〔7号炉〕 技術計画GMIは、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻及び積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMIは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMIは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMIに報告する。</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>〔2号炉〕 課長（技術）は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻および積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>9. 3号炉について、各課長は、震度5弱以上の地震が観測[※]された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>10. 3号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響</p>	<p>技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力設備管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力設備管理部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力設備管理部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力設備管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>[3号炉] 各課長または当直長は、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>※2：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p>		<p>大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉）） 第17条の5</p> <p>2号炉について、防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における原子炉施設の保全のための運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うこととともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があることと判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備（7号炉）） 第17条の5</p> <p>技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があることと判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備） 第17条の5</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>課長（技術）は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>（3）有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があることと判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>TS-88 有毒ガス発生時および新たな有毒化学物質確認時における対応について</p> <p>・体制および記載表現の相違であり実質的な相違なし</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。	※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。	※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：設備整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根原発前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>添付1-2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 および有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 および第17条の5関連）</p> <p>火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス 対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 <u>防災課長</u>は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、<u>所長の承認</u>を得る。また、各課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 <u>防災課長</u>は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) 防災課長は、火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、<u>第108条</u>に定める必要な要員を配置する。 (3) <u>防災課長</u>は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a. 火災予防活動に関する要員 <u>各建屋</u>、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、<u>防火管理者</u>および防火管理者を置く。 b. 初期消火要員 <u>通報連絡責任者</u>、<u>現場責任者</u>、<u>現場指揮者</u>、<u>消火担当</u>、<u>消防車隊</u>による初期消火要員として、10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 及び有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 及び第17条の5関連）</p> <p>火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス 対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 <u>防災安全GM</u>は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、<u>防災安全部長の承認</u>を得る。また、各GMは、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 <u>防災安全GM</u>は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) <u>防災安全GM</u>は、火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) <u>防災安全GM</u>は、火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<u>第108条</u>（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。 (3) <u>防災安全GM</u>は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ア. 火災予防活動に関する要員 <u>各建屋</u>、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、<u>防火・防災管理者</u>を置く。 イ. 消火要員 <u>運転員</u>、<u>消防車隊</u>による消火要員として、10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 および有毒ガス対応に係る実施基準 （第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 および第17条の5関連）</p> <p>火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス 対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 <u>課長（保修管理）</u>は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、<u>保修部長の承認</u>、<u>所長の承認</u>を得る。また、各課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置 <u>課長（保修管理）</u>は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2 要員の配置 (1) <u>課長（技術）</u>は、火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) <u>課長（技術）</u>は、火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、<u>第107条</u>（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。 (3) <u>課長（保修管理）</u>は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ア. 火災予防活動に関する要員 <u>各建屋</u>、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、<u>防火・防災管理者</u>を置く。 イ. 消火要員 <u>連絡責任者</u>、<u>運転員</u>、<u>自衛消防隊長</u>、<u>消防チーム</u>による消火要員として、10名以上を発電所に常駐させる。</p>	<p>TS-46 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時および有毒ガス発生時の体制の整備について</p> <p>TS-58 原子力防災体制の運用強化について ・<u>島根は、課長（技術）は重大事故等発生時の体制について定めた「緊急時の措置要領」を、課長（保修管理）は「火災防護計画」を作成することとしている。</u></p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>防災課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施される。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>b. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(a) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(b) 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードにより、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(c) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検に係る教育訓練</p> <p>(d) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の</p>	<p>ウ. 自衛消防組織</p> <p>(ア) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防組織に設置する。</p> <p>(イ) 自衛消防組織は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長を配置するとともに、自衛消防組織を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(ウ) 統括管理者は、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>防災安全GMIは、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防車隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>ア. 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転により、建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検に係る教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災</p>	<p>ウ. 自衛消防組織</p> <p>(ア) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防組織に設置する。</p> <p>(イ) 自衛消防組織は、9つの班および自衛消防隊で構成され、各班および自衛消防隊には、責任者である班長および自衛消防隊長を配置するとともに、自衛消防組織を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(ウ) 統括管理者は、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>課長（保修管理）は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消防チームに対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>ア. 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した対策に関する教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施により、建物内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検に係る教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること</p>	<p>・島根においても、統括管理者を設置している。統括管理者については、TS-46「火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時および有毒ガス発生時の体制の整備について」P.84 参照</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>火災防護に関する教育訓練</p> <p>c. 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>防災課長は、自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>発電管理課長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>防災課長は、初期消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消</p>	<p>防護に関する教育訓練</p> <p>ウ. 火災が発生した場合の消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災安全GMは、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各GMは、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災安全GMは、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>ア. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p>イ. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ. 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の2つ</p>	<p>等の火災防護に関する教育訓練</p> <p>ウ. 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>課長（保修管理）は、自衛消防隊に対して、火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また、消防チームに対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する教育訓練</p> <p>課長（第一発電）は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>課長（保修管理）は、消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防チームに対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 課長（保修管理）は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（保修管理）は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>ア. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>イ. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ. 重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および</p>	<p>・島根の初期消火の体制については、TS-58「原子力防災体制の運用強化について」P.49 参照</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：勘定変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>d. その他の原子炉施設については、消防火法、建築基準法、日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>e. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>発電課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>e. 格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>発電課長は、原子炉の起動中および原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火</p>	<p>の深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>工. その他の原子炉施設については、消防火法、建築基準法、日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 消火活動</p> <p>各GMは、火災発生現場の確認及び中央制御室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>イ. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ. 消火設備のうち、自動ガス消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域又は火災区画からの退避警報、自動ガス消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、自動ガス消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>エ. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>オ. 格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>当直長は、原子炉の起動中及び原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等</p>	<p>び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>工. その他の原子炉施設については、消防火法、建築基準法、一般社団法人日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 課長（保修管理）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 消火活動</p> <p>各課長または当直長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>イ. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ. 消火設備のうち、自動起動による全域ガス消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報および全域ガス消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、全域ガス消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施およびプラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>エ. 消火設備のうち、手動起動による全域ガス消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に全域ガス消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況およびプラント運転状態の確認等を実施する。</p> <p>オ. 格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>当直長は、原子炉の起動中および冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等による</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>器等による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作等を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 発電課長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 発電課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>発電課長は、換気空調設備の運転状態の確認、換気空調設備の追加起動または切替え等を実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>固定式消火設備による消火後、自衛消防隊が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉を開放、換気空調系、可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>i. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>防災課長は、屋内消火栓用の水源である消火水槽には最大放水量 62.4m³ および消火タンクには最大放水量 31.2m³ に対して、十分な水量を確保する。また、屋外消火栓用の水源である屋外消火系消火タンクには最大放水量 84.0m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>j. 防火帯の維持・管理</p>	<p>による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認及び必要な運転操作等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(ア) 当直長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>キ. 水素濃度検知器が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直長は、換気空調設備の運転状態の確認及び換気空調設備の追加起動や切替え等を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>固定式消火設備による消火後、消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉を開放、換気空調系、可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>ケ. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>当直長は、水源であるろ過タンクには、最大放水量 360m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>コ. 防火帯の維持・管理</p>	<p>消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御室または補助盤室盤内における火災発生時の対応（中央制御室または補助盤室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(ア) 当直長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。また、補助盤室盤内の高感度煙検出設備により火災を感じ、火災を確認した場合は、全域ガス消火設備による消火を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(イ) 当直長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p> <p>キ. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応</p> <p>当直長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の追加起動や切替え等を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>全域ガス消火設備による消火後、消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉の開放、換気空調設備および可搬型排煙装置により換気し入室する。</p> <p>ケ. 消火用水の最大放水量の確保</p> <p>課長（保修管理）は、水源である補助消火水槽および44m盤消火タンクには、最大放水量 120m³、45m盤消火タンクおよび50m盤消火タンクには、最大放水量 84m³ ならびにサイトバンク建物消火タンクには、最大放水量 31.2m³ に対して、十分な水量を確保する。</p> <p>コ. 防火帯の維持・管理</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽および女川では、中央制御室に制御盤を配置しているが、島根では、中央制御室と補助盤室に分散して制御盤を配置しており、補助盤室に対しても中央制御室と同等の運用を実施 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏崎刈羽では、ろ過水タンクにて屋外消火栓および屋内消火栓による放水に必要な水量を確保する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>防災課長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>k. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>発電課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードによる建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</u></p> <p>l. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>発電課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードによる建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</u></p> <p>m. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p><u>放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</u></p> <p>n. 油貯蔵設備の運用</p> <p><u>防災課長は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</u></p> <p>o. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各課長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>p. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p><u>防災課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</u></p> <p>q. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課長は、火災区域または火災区画において、溶接等</p>	<p>防災安全GMは、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>サ. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止及び換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</u></p> <p>シ. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</u></p> <p>ス. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p><u>放射線安全GMは、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</u></p> <p>セ. 油貯蔵設備の運用</p> <p><u>当直長は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</u></p> <p>ソ. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各GMは、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>タ. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p><u>保全総括GMは、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器及び点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）及び重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</u></p> <p>チ. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各GMは、火災区域又は火災区画において、溶接等の火</p>	<p><u>課長（保修管理）は、防火帯の維持・管理を実施する。</u></p> <p>サ. 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、<u>給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施による建物内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</u></p> <p>シ. 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、<u>給気隔離弁および排気隔離弁の閉止、換気空調設備の停止または中央制御室の系統隔離運転モードへの切替えの実施による建物内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</u></p> <p>ス. 外部火災によりモニタリングポストが影響を受けた場合</p> <p><u>課長（放射線管理）は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合、代替設備をモニタリングポスト周辺に設置できる場合はその周辺に設置し、モニタリングポスト周辺に設置できない場合は、防火帯の内側同一方向に設置する。</u></p> <p>セ. 油貯蔵設備の運用</p> <p><u>課長（保修管理）は、油貯蔵設備の油量制限を実施する。</u></p> <p>ソ. 火災予防活動（巡視点検）</p> <p>各課長および当直長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>タ. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p><u>課長（保修管理）は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）ならびに重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</u></p> <p>また、火災感知器を設置しない火災区域または火災区画については、可燃物を置かない。</p> <p>チ. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課長は、火災区域または火災区画において、溶接等</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、火災感知器を設置しない火災区域または火災区画

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>r. 延焼防止</p> <p>防災課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>s. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>t. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>u. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>防災課長は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>v. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>w. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 内部火災影響評価</p> <p>各課長は、設備改造等を行う場合、都度、防災課長へ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>ツ. 延焼防止</p> <p>防災安全GMは、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設及び植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各GMは、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各GMは、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ナ. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>原子炉安全GMは、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ニ. 施設管理、点検</p> <p>各GMは、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>ヌ. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 内部火災影響評価</p> <p>各GMは、設備改造等を行う場合、都度、技術計画GMへ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備および監視人の配置等を実施する。</p> <p>ツ. 延焼防止</p> <p>課長（保修管理）は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長または当直長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に報告する。</p> <p>ナ. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>課長（保修管理）は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ニ. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災感知器を取り替える。</p> <p>ヌ. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 内部火災影響評価</p> <p>各課長は、設備改造等を行う場合、都度、課長（保修管理）へ設備更新計画を連絡し内部火災影響評価への影響確認を行う。</p>	<p>は、可燃物を置かない運用とする。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>防災課長</u>は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止および冷温停止を達成し維持できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p><u>防災課長</u>は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>防災課長</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災課長</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>発電管理課長</u>に報告する。<u>発電管理課長</u>は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>技術計画GM</u>は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び冷温停止を達成し維持できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(イ) 外部火災影響評価</p> <p><u>技術計画GM</u>は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないこと及び火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>防災安全GM</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>防災安全GM</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長</u>に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>課長（保修管理）</u>は、内部火災影響評価にて改善すべき知見が得られた場合には改善策の検討を行う。</p> <p>また、定期的に内部火災影響評価を実施し、評価結果に影響がある際は、原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止および冷温停止を達成し維持できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(イ) 外部火災影響評価</p> <p><u>課長（保修管理）</u>は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が外部事象防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果について、<u>課長（保修管理）</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>課長（保修管理）</u>は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する</u>。<u>発電部長</u>は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する</u>。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 内部溢水</p> <p>防災課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(a) 発電課長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水およびその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(b) 発電課長は、燃料プール冷却浄化系または燃料プール補給水系が機能喪失した場合、残留熱除去系</p>	<p>2. 内部溢水</p> <p>技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 発電GM及び技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(ア) 当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水及びその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(イ) 当直長は、燃料プール冷却浄化系やサブプレッショ</p>	<p>2. 内部溢水</p> <p>課長（技術）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（保修技術）は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（第一発電）および課長（保修技術）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>(ア) 各課長または当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水およびその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>(イ) 当直長は、燃料プール冷却系や燃料プール補給水系が機能喪失した場合、残留熱除去系による燃料プ</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では、地下水位低下設備により地下水位の上昇を抑制し、溢水防護区画を内包する建物内へ伝

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>よる使用済燃料プールの注水および冷却の措置を行う。</p> <p>b. 運転時間実績管理 防災課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該システムの運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としてしている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>c. 水密扉の閉止状態の管理 発電課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 屋外タンクの水量の管理 防災課長は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要な屋外タンク（再生純水タンク、No.1サプレッションプール水貯蔵タンク、2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽、2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽、2号硫酸計量槽、3号各種薬液貯蔵および移送系硫酸貯槽、3号各種薬液貯蔵および移送系苛性ソーダ貯槽）の水量を常時管理する。</p> <p>e. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 排水誘導経路に対する管理 発電課長は、排水を期待する設備等の状態監視を行う。また、防災課長は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p>	<p>による使用済燃料プールの注水及び冷却の措置を行う。</p> <p>イ. 運転時間実績管理 技術計画GMは、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該システムの運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としてしている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>ウ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 屋外タンクの片側運用の管理 当直長は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、ろ過タンク及び純水タンクを常時一基隔離し、片側運用とする。</p> <p>オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各GMは、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ. 蒸気漏えいに対する管理 当直長は、原子炉建屋内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行う。</p> <p>キ. 排水誘導経路に対する管理 当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、技術計画GMは、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p>	<p>一. 注水および冷却の措置を行う。</p> <p>イ. 運転時間実績管理 課長（保修技術）は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該システムの運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としてしている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>ウ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長または当直長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 屋外タンクの運用の管理 各課長または当直長は、防護すべき設備が設置される建物等へ溢水が流入することを防ぐため、1号処理水受入タンク、1号補助サージタンク、3号代替注水槽、3号地上式淡水タンク（A）（B）および3号補助消火水槽（A）（B）を空運用とする。また、1号復水貯蔵タンクの保有水量を500m³、2号復水貯蔵タンク、2号補助復水貯蔵タンクおよび2号トーラス水受入タンクの保有水量を1800m³、3号復水貯蔵タンクおよび3号補助復水貯蔵タンクの保有水量を1600m³に制限する。</p> <p>オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長または当直長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ. 蒸気漏えいに対する管理 各課長は、原子炉建屋内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行う。</p> <p>キ. 排水誘導経路に対する管理 当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、課長（保修技術）は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p> <p>ク. 排水作業に関する手順</p>	<p>播しない設計として いるため、地下水水位の上昇を溢水発生と捉えて、地下水水位低 下設備を内部溢水に 紐付けており、また 復旧用可搬ポンプコ ニットの運用を踏ま えて、各課長を記載 している。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、屋外タンクの常時一基隔離による片側運用を実施していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、蒸気漏えいに対する対策および管理を実施 <p>【柏崎刈羽との相違】</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>g. 定事検停止時等における運用管理 防災課長は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>h. 施設管理、点検 (a) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(b) 各課長は、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 防災課長は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>j. B、Cクラス機器運用管理 各課長は、地震起因による溢水において、溢水源となる機器のうち運用によって溢水を考慮しない機器（CRD自動交換機制御室、ISIおよびPCV L/T室、脱衣エリア、下足エリア、女性更衣室エリアおよび女性用脱衣手洗いエリアの各ファンユニット）について、常時、系統運用を停止し、隔離（水抜き）する。</p> <p>k. 排水手順 各課長は、溢水発生後、滞留区画等の排水作業を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p>	<p>ク. 定事検停止時等における運用管理 原子炉安全GMIは、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ケ. 施設管理、点検 (ア) 各GMIは、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(イ) 各GMIは、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>コ. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 技術計画GMIは、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各GMIは、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMIに報告する。</p>	<p>当直または各課長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。</p> <p>ケ. 定期事業者検査停止時における運用管理 課長（保修技術）は、定期事業者検査停止時等の作業に伴う防護すべき設備の不待機、扉の開放、堰の取り外し等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>コ. 施設管理、点検 (ア) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(イ) 各課長は、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>サ. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 課長（保修技術）は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p>	<p>・島根では、溢水発生後の排水作業を明確化</p> <p>【女川との相違】 ・島根で運用管理するのは屋外タンクのみであり、前段（工、屋外タンクの運用の管理）に記載</p> <p>【女川との相違】 ・島根では、前段（ク、排水作業に関する手順）に記載</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(2) 技術計画GMIは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 火山影響等、積雪</p> <p>防災課長は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により女川原子力発電所を含む地域（女川町、石巻市）への多量の降灰が予想される場合、品質マネジメント文書に定める組織の要員を参集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外（夜間）においては、第12条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p>火山影響等および積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 防災課長は、重大事故等対応要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備</p> <p>(1) 各課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。</p> <p>(2) 原子炉課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の吸気流路への着脱可能なフィルター（150メッシュ。以下「火山灰フィルター」という。）その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>(3) 防災課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車（緊急時対策所用）の着脱可能なフィルター（300メッシュ。以下「フィルターコナナ」という。）ならびに緊急時対策所の居住性確保および通信連絡設備の確保に必要な資機材を配備する。</p>	<p>3. 火山影響等、積雪</p> <p>技術計画GMIは、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMIは、計画に基づき、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMIは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMIは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）への多量の降灰が予想される場合、マニュアルに定める組織の要員を参集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外（夜間）においては、第12条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMIは、火山影響等及び積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、火山影響等及び積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、降下火砕物防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 緊急時対策要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備</p> <p>(1) 各GMIは、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 原子炉GMIは、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な非常用ディーゼル発電機の着脱可能なフィルター（200メッシュ。以下「改良型フィルター」という。）その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>3. 火山影響等、積雪</p> <p>課長（技術）は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、技術部長の承認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により島根原子力発電所を含む地域（松江市）への多量の降灰が予想される場合、手順書に定める組織の要員を参集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外（夜間）においては、第12条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p>火山影響等および積雪発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、所属員に対して、火山防護対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 課長（技術）は、緊急時対策要員に対して、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスライシイゼル発電機を除く。）の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備</p> <p>(1) 各課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 課長（原子炉）は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスライシイゼル発電機を除く。）の着脱可能なフィルター（300メッシュ。以下「改良型フィルター」という。）その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>TS-78 高濃度火山灰対応について</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は火山防護対策設備を有するため教育訓練に係る内容を記載 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルターを用いない。また、その他の

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>防災課長は、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(1) 降下火砕物の侵入防止 発電課長は、外気取入口に設置しているバグフィルタ等の差圧監視および外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または事故時運転モードにより建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(2) 降下火砕物および積雪の除去作業 各課長は、降下火砕物の堆積または積雪が確認された場合は、降下火砕物および積雪より防護すべき屋外の施設ならびに降下火砕物および積雪より防護すべき施設を内包する建屋について、堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物および積雪を除去する。</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の機能を維持するための対策 原子炉課長は、火山影響発生時において、非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）への火山灰フィルタの取り付けを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により女川原子力発電所を含む地域（女川町、石巻市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>(4) 高圧代替注水系を用いた炉心を冷却するための対策 発電課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイス系）が機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため高圧代替注水系を使用し炉心の冷却を行う。</p>	<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(1) 降下火砕物の侵入防止 当直長は、外気取入口に設置しているバグフィルタ等の差圧監視、及び外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は再循環運転により建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(2) 降下火砕物及び積雪の除去作業 各GMは、降下火砕物の堆積又は積雪が確認された場合は、降下火砕物及び積雪より防護すべき屋外の施設、並びに降下火砕物及び積雪より防護すべき施設を内包する建屋について、堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物及び積雪を除去する。</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策 火山影響発生時において、非常用ディーゼル発電機の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機への改良型フィルタの取り付けを実施する。</p> <p>ア. 非常用ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付 原子炉GMは、フィルタの取付が容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>(ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(4) 高圧代替注水系ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため高圧代替注水系ポンプを使用し炉心の冷却を行う。</p> <p>ア. 高圧代替注水系ポンプを用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系による注水ができない場</p>	<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>課長（技術）は、火山影響等および積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>(1) 降下火砕物の侵入防止 当直長は、外気取入口に設置しているバグフィルタ等の差圧監視および給気隔離弁の閉止、空調換気設備の停止または系統隔離運転モードにより建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>(2) 降下火砕物および積雪の除去作業 各課長は、降下火砕物の堆積または積雪が確認された場合は、降下火砕物および積雪より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物および積雪より防護すべき施設を内包する建物等について、堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物および積雪を除去する。</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を除く。）の機能を維持するための対策 火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を除く。）の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を除く。）への改良型フィルタ取付けを実施する。</p> <p>ア. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を除く。）への改良型フィルタ取付け 課長（原子炉）は、フィルタの取付けが容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>(ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により島根原子力発電所を含む地域（松江市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(4) 高圧原子炉代替注水系を用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため高圧原子炉代替注水系を使用し炉心の冷却を行う。</p> <p>ア. 高圧原子炉代替注水系を用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系による注水ができない場</p>	<p>資機材は3. 3 (1)に記載 TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は防護すべき施設を内包するディーゼル燃料貯蔵タンク室およびディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽を含むため、「建物等」と記載 <p>【女川との相違】 ・文章構成の相違</p> <p>【女川との相違】 ・文章構成の相違</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイス系）3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合。</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 発電課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイス系）が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系を使用し炉心の冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心スプレイス系）3台がともに機能喪失した場合。</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 各課長は、火山影響等発生時において緊急時対策屋内の扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により女川原子力発電所を含む地域（女川町、石巻市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行） 合は、高圧代替注水系ポンプを用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合</p> <p>イ. フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り） 緊急時対策本部は、残留熱除去系の機能喪失による格納容器圧力の上昇に備え、格納容器ベント準備作業としてフィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）を実施する。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系ポンプを使用し炉心の冷却を行う。</p> <p>ア. 原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>イ. フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り） 緊急時対策本部は、残留熱除去系の機能喪失による格納容器圧力の上昇に備え、格納容器ベント準備作業としてフィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）を実施する。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において5号炉原子炉建屋内緊急時対策所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 ア. 緊急時対策所の居住性確保 各GMは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所扉を開放する。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉 合は、高圧原子炉代替注水系を用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失し、かつ原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合は、炉心損傷を防止するため原子炉隔離時冷却系を使用し炉心の冷却を行う。</p> <p>ア. 原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却 当直長は、原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機3台がともに機能喪失した場合</p> <p>(6) 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において緊急時対策所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 ア. 緊急時対策所の居住性確保 各課長は、緊急時対策所扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、仮設フィルタを設置する。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により島根原子力発電所を含む地域（松江市）への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地か</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】 ・ 島根は解析の結果、格納容器フィルタベント系の使用を想定しないため記載していない TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <p>【女川との相違】 ・ 文章構成の相違</p> <p>【柏崎刈羽との相違】 ・ 島根は解析の結果、格納容器フィルタベント系の使用を想定しないため記載していない TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p> <p>【女川との相違】 ・ 文章構成の相違 【島根固有】 ・ 島根は扉部分に仮設フィルタを設置 TS-78 高濃度火山灰対応について参照</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)</p> <p>半径160km)内の火山に噴火が確認されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>(7) 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機(B系)の機能が喪失した場合においては、電源車(緊急時対策所用)から緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。</p> <p>火山影響等発生時にはフィルタの取替え・清掃が容易なフィルタコンテナを接続する。</p> <p>a. 電源車(緊急時対策所用)による給電準備 防災課長は、火山影響発生時において、電源車(緊急時対策所用)の機能を維持するため、電源車(緊急時対策所用)へのフィルタコンテナの取り付けを実施する。 (a) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により女川原子力発電所を含む地域(女川町、石巻市)への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>b. 電源車(緊急時対策所用)による給電開始 防災課長は、電源車(緊急時対策所用)からの給電準備を行ったのち給電を開始する。 (a) 手順着手の判断基準 電源車(緊急時対策所用)による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機(B系)からの受電が不能となった場合。</p> <p>c. 電源車(緊急時対策所用)フィルタコンテナのフィルタ取替え 防災課長は、電源車(緊急時対策所用)の吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタ取り替えを実施する。 (a) 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において電源車(緊急時対策所用)起動から11時間を超えた場合。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)</p> <p>所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(7) 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、7号炉タービン建屋内に配置した5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。</p> <p>ア. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の準備作業 各GMは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を降下火砕物の影響を受けることのない7号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」又は「詳細」)により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域(柏崎市、刈羽村)への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電作業 各GMは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電準備を行ったのち給電を開始する。 (ア) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機からの受電が不能となった場合</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルタを用いないTS-78 高濃度火山灰対応について参照
	<p>(7) 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機A系の機能が喪失した場合には、原子炉建物内に配置した高圧発電機車から緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。</p> <p>ア. 高圧発電機車の準備作業 各課長は、高圧発電機車を降下火砕物の影響を受けることのない原子炉建物内へ移動し準備作業を行う。 (ア) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により島根原子力発電所を含む地域(松江市)への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の火山に噴火が確認されたが、噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>イ. 高圧発電機車からの給電作業 各課長および当直長は、高圧発電機車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。 (ア) 手順着手の判断基準 高圧発電機車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機A系からの受電が不能となった場合</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルタを用いないTS-78 高濃度火山灰対応について参照

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考		
火山影響等発生時の対策における主な作業				火山影響等発生時の対策における主な作業				火山影響等発生時の対策における主な作業						
作業手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	作業手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	作業手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
(3)	非常用ディーゼル発電機（A系およびB系）へ火山灰フィルタ取付け※1	重大事故等対応要員	4	60分	(3)ア.	非常用ディーゼル発電機へ改良型フィルタ取付け※1	緊急時対策要員	4	70分	(3)ア.	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く。）へ改良型フィルタ取付け※1	緊急時対策要員	8	45分
(4)	高圧代替注水系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	15分	(4)ア.	高圧代替注水系ポンプを用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	2	15分	(4)ア.	高圧原子炉代替注水系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	10分
(5)	原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	速やかに	(5)ア.	原子炉隔離時冷却系ポンプを用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	2	速やかに	(5)ア.	原子炉隔離時冷却系を用いた炉心冷却	運転員（中央制御室）	1	速やかに
(7) a. b.	電源車（緊急時対策所用）による給電の準備作業および給電開始	重大事故等対応要員	3	90分	(7)ア.イ.	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の準備作業及び給電作業※2	緊急時対策要員	6	85分	(7)ア.イ.	高圧発電機車の準備作業および給電作業	運転員（中央制御室、現場）、緊急時対策要員	7	1時間50分
(7) c.	電源車（緊急時対策所用）フィルタコンテナのフィルタ取替え	重大事故等対応要員	2	50分	(4)イ. (5)イ.	フィルタ装置水位調整準備（排水ポンプ水張り）	緊急時対策要員	2	60分	※1：1班2名で2班が並行で実施する。 ※2：1班2名で3班が並行で実施する。				
<p>(8) 代替設備の確保 各課長は、火山影響等発生時または積雪により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>(9) 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設並びに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>				<p>(8) 代替設備の確保 各課長または当直長は、火山影響等発生時または積雪により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>(9) 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、点検を行うとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p>				<p>(8) 代替設備の確保 各課長または当直長は、火山影響等発生時または積雪により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>(9) 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>				<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は解析の結果、格納容器フィルタベント系の使用を想定しないため記載していない TS-78 高濃度火山灰対応について参照【女川との相違】 島根は高圧発電機車を建物内に配置し、フィルタを用いない TS-78 高濃度火山灰対応について参照 島根は防護すべき施設を内包するディーゼル燃料貯蔵タンク室およびB-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽を含むため、「建物等」と記載【女川との相違】 島根は火山防護対策設備の有するため、施設管理、点検に係る内容を記載 		
<p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果につ</p>				<p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果につ</p>				<p>(10) 施設管理、点検 各課長は、火山防護対策設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果につ</p>						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>いて、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、火山影響等および積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. 火山影響等発生時において、発電所を含む地域（女川町、石巻市）に降灰予報「多量」が発表された場合 b. 発電所より半径160km以内の火山が噴火したが降灰予報が発表されない場合において、第58条に定める外部電源5回線のうち、3回線以上が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）または全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>いて、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、火山影響等及び積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 ア. 火山影響等発生時において、発電所を含む地域（柏崎市、刈羽村）に降灰予報「多量」が発表された場合 イ. 発電所より半径160km以内の火山が噴火したが、降灰予報が発表されない場合において、保安規定第58条の3に定める外部電源5回線のうち、3回線以上が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）又は全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 ア. 新たな知見の収集、反映 原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>いて、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、火山影響等および積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 ア. 火山影響等発生時において、発電所を含む地域（松江市）に降灰予報「多量」が発表された場合 イ. 発電所より半径160km以内の火山が噴火したが、降灰予報が発表されない場合において、保安規定第57条の3に定める外部電源3回線のうち、1回線以上が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）または全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 電源事業本部長（原子力安全技術）は、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア. 新たな知見の収集、反映 電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 地震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。 (3) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 防災課長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 発電管理課長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 (1) 各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。 (2) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失時における地下水の排水措置および復旧に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備 (1) 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	<p>4. 地震 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 各GMは、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p>	<p>4. 地震 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 課長（技術）は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備 (1) 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条に該当しないため、保安規定に定める運転上の制限は考慮していない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持する ため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検 資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震 Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設 備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備 （設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が Sクラスのもの）または常設重大事故緩和設備（設計 基準拡張）ならびにこれらが設置される重大事故等対 処施設（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下 位クラス施設^{※1}の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢 水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>i. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対 変位または不等沈下による影響</p> <p>ii. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における 相互影響</p> <p>iii. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落 下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>iv. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落 下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備につ いて、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影 響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪 失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等 による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のう ち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必 要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを 確認する。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等に おいて震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施</p>	<p>ア. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、波及的影響を防止するよう現場を維持する ため、7号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理す る。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の機器・配管等の設置及び点検資材 等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラ ス施設）及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大 事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張） （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） 又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）並びにこれ らが設置される重大事故等対処施設（以下、「耐震重要施 設等」という。）に対する下位クラス施設^{※1}の波及的影響 （4つの観点^{※2}及び溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変 位又は不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における 相互影響</p> <p>c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下 等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下 等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備につ いて、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響に より重大事故等に対処するために必要な機能を喪失し ないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による 適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、 屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設 備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認す る。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各GMは、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等にお いて震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の</p>	<p>ア. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持する ため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理す る。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検資 材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sク ラス施設）、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事 故緩和設備および常設重大事故防止設備（設計基準拡 張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） のならびにこれらが設置される重大事故等対処施設 （以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス 施設^{※1}の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢水・火災の 観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対 変位または不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における 相互影響</p> <p>c. 建物内における下位クラス施設の損傷、転倒および落 下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下 等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備につ いて、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響に より重大事故等に対処するために必要な機能を喪失し ないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による 適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、 屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設 備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認す る。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定めた 測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は「常設重大事 故緩和設備（設計基 準拡張）」は存在しな い。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 代替設備の確保</p> <p>各課長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>e. 地下水位低下設備の機能喪失時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、防災課長に可搬型ポンプユニットによる排水措置を依頼する。また、発電課長は、第57条に基づき必要に応じて原子炉を停止する。</p> <p>(b) 防災課長は、第57条に基づき可搬型ポンプユニットによる排水措置を実施する。</p> <p>(c) 防災課長は、屋外排水路の排水異常により、地表面での滞水が確認された場合は、仮設ホースの敷設等による対応を行い、排水経路の確保を行う。</p> <p>f. 地下水位上昇時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、地下水位が設計用地下水位を超過したおそれがあることを確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 地下水位低下設備の施設管理、点検</p> <p>原子炉課長、電気課長、計測制御課長および土木課長は、地下水位低下設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 土木課長は、地下水位の観測記録を一定期間取得し、設計用地下水位の妥当性を確認する。</p> <p>(b) 土木課長は、地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等を行う場合、設計用地下水位への影響確認を行う。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p>	<p>損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 代替設備の確保</p> <p>各GMは、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p>	<p>原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。 <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>発電管理課長に報告する</u>。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 2号炉について、<u>原子力部長</u>は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 <u>原子力部長</u>は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 <u>原子力部長</u>は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 (a) <u>原子力部長</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。 (b) <u>原子力部長</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長に報告する</u>。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 7号炉について、<u>原子力設備管理部長</u>は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 <u>原子力設備管理部長</u>は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 イ. 波及的影響防止 <u>原子力設備管理部長</u>は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。 ウ. 地震観測及び影響確認 (ア) <u>原子力設備管理部長</u>は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握及び土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。 (イ) <u>原子力設備管理部長</u>は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>(2) <u>課長（技術）</u>は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する</u>。発電部長は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する</u>。</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 2号炉について、<u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、以下の活動を実施することを<u>手順書</u>に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、<u>耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する</u>。 イ. 波及的影響防止 <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。 ウ. 地震観測および影響確認 (ア) <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、<u>地震観測網の拡充を計画する</u>。 (イ) <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 津波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設のための活動を行うための活動を行うための体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、各所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 発電課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、i～iii.を実施する。ただし、以下の場合は</p>	<p>5. 津波</p> <p>技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、補機取水槽の水位を中央制御室にて監視し、引き</p>	<p>5. 津波</p> <p>課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、日本海東縁部に想定される地震による津波に対</p>	<p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>その限りではない。</p> <p>①大津波警報が誤報であった場合。</p> <p>②発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であった場合、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。</p> <p>i. 海水ポンプ室の水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプによる高圧炉心スプレイ補機冷却海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>ii. 循環水配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、循環水ポンプの停止および復水器水室出入口弁の閉止を実施する。</p> <p>iii. タービン補機冷却海水系配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の閉止を実施する。</p> <p>(b) 各課長は、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p>	<p>波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）およびタービン補機冷却海水ポンプを停止する。</p> <p>(イ) 各GMIは、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(ウ) 土木GMIは、浚渫作業で使用する土運船等に関し、</p>	<p>しては、原子炉補機海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、津波到達予想時刻5分前までに、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。また、取水槽水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</p> <p>(イ) 各課長は、燃料等輸送船、その他の作業船、貨物船等に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。また、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のある船舶</p>	<p>・島根では、日本海東縁部に想定される地震による津波の取水槽の下降側の評価水位が原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位に対して余裕がないため、津波到達予想時刻の5分前までに、常用海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根では、引き波により取水槽水位低下を確認した場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根では、地震大等のインターロックにより循環水系及びタービン補機海水系を隔離する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 発電課長は、津波監視カメラおよび取水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>b. 水密扉の閉止状態の管理 発電課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>c. 浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉の管理 各課長は、浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 2号炉および3号炉のカーテンウォール内への入港管理 各課長は、2号炉および3号炉のカーテンウォール内にはゴムボートのみ入港できるよう運用管理を実施する。</p> <p>e. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、作業を中断し、陸側作業員の退避に関する措置を実施する。また、退避が困難な浚渫船等については、係留等の措置を実施する。</p> <p>(エ) 各GMは、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(オ) 各GMは、大湊側護岸部で使用する車両のうち、海水貯留堰への衝突影響のある車両に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(カ) 当直長は、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>ウ. 取水槽閉止板の管理 各GMは、取水槽閉止板を点検等により開放する際の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>については、緊急離岸できない場合を想定し、着岸時には耐震性を有する係船柱への係留を実施する。</p> <p>(ウ) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(エ) 各課長は、荷揚場周辺の漂流物となる可能性のある車両等のうち、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のあるものに関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(オ) 当直長は、津波監視カメラおよび取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 防波扉および水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、防波扉および必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長または当直長は、防波扉および水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、浸水防止蓋を設置しない。また、防波扉に係る運用は前段（イ、防波扉および水密扉の閉止状態の管理）に記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、取水槽閉止板を設置しない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、カーテンウォール内への入港管理に係る運用はない。 	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>g. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>h. 代替設備の確保</p> <p>各課長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネ</p>	<p>各GMは、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>オ. 施設管理、点検</p> <p>各GMは、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>カ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 各GMは、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(イ) 技術計画GMは、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>キ. 代替設備の確保</p> <p>各GMは、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該炉を所管する運転管理部長に報告する。当該炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマ</p>	<p>各課長または当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>オ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(イ) 課長（技術）は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>カ. 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、以下の活動を</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

備考	島根原子力発電所 2号炉	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	女川原子力発電所（2023.2.25 施行）
	<p>実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>ニューアルに定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力設備管理本部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>ジメメント文書に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力本部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6. 竜巻</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>竜巻発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、各所属員に対して、竜巻防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>(1) 飛来物管理の手順</p> <p>a. 各課長は、衝突時に建屋または竜巻防護対策施設に与えるエネルギー、貫通力が設計飛来物^{※1}のうち鋼製</p>	<p>6. 竜巻</p> <p>技術計画GMIは、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMIは、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMIは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMIは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMIは、竜巻発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、竜巻防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各GMIは、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>技術計画GMIは、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>(1) 飛来物管理の手順</p> <p>a. 各GMIは、衝突時に建屋又は竜巻防護対策施設に与えるエネルギー、貫通力が設計飛来物^{※1}（極小飛来物</p>	<p>6. 竜巻</p> <p>課長（技術）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>竜巻発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。また、全所員に対して、竜巻発生時における車両退避等の教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、所属員に対して、竜巻防護対策施設の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>課長（技術）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>(1) 飛来物管理の手順</p> <p>a. 各課長は、衝突時に建物、竜巻防護対策設備等に与えるエネルギー、貫通力が設計飛来物^{※1}（極小飛来物であ</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉は建物の他に、ディーゼル燃

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>材によるものより大きなものについて、設置場所等に 応じて固縛、固定または外部事象防護対象施設からの 離隔により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>b. 各課長は、屋外の重大事故等対処設備について、設計基準事故対処設備と位置的分散を図ることで、設計基準事故対処設備と同時に重大事故等対処設備の機能を損なわれないよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。</p>	<p>である砂利を除く。）よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、固定又は外部事象防護対象施設からの離隔により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各GMは、屋外の重大事故等対処設備について、設計基準事故対処設備と位置的分散を図ることで、設計基準事故対処設備と同時に重大事故等対処設備の機能を損なわれないよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。</p>	<p>る砂利を除く。）よりも大きなものについて、設置場所等 に応じて固縛、固定または外部事象防護対象施設からの 離隔により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各課長は、屋外の重大事故等対処設備について、設計基準事故対処設備と位置的分散を図ることで、設計基準事故対処設備と同時に重大事故等対処設備の機能を損なわれないよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。</p>	<p>料貯蔵タンク室およびB-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽も外殻として期待している。</p>																														
<table border="1"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>砂利</th> <th>鋼製材</th> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×高さ 0.04×0.04×0.04</td> <td>長さ×幅×高さ 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>0.2</td> <td>135</td> </tr> </table>	飛来物の種類	砂利	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×高さ 0.04×0.04×0.04	長さ×幅×高さ 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	0.2	135	<table border="1"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> <th>角型鋼管 (大)</th> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> <td>28</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>足場パイプ</th> <th>鋼製足場板</th> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.0×0.05×0.05</td> <td>長さ×幅×高さ 4.0×0.25×0.04</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> </table>	飛来物の種類	鋼製材	角型鋼管 (大)	質量 (kg)	135	28	飛来物の種類	足場パイプ	鋼製足場板	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.0×0.05×0.05	長さ×幅×高さ 4.0×0.25×0.04	質量 (kg)	11	14	<table border="1"> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	
飛来物の種類	砂利	鋼製材																															
寸法 (m)	長さ×幅×高さ 0.04×0.04×0.04	長さ×幅×高さ 4.2×0.3×0.2																															
質量 (kg)	0.2	135																															
飛来物の種類	鋼製材	角型鋼管 (大)																															
質量 (kg)	135	28																															
飛来物の種類	足場パイプ	鋼製足場板																															
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.0×0.05×0.05	長さ×幅×高さ 4.0×0.25×0.04																															
質量 (kg)	11	14																															
飛来物の種類	鋼製材																																
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2																																
質量 (kg)	135																																
<p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>a. 各課長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>b. 各課長は、屋外におけるクレーン作業を中止し、海水ポンプ室門型クレーンについては、停留位置に固定する。</p> <p>c. 発電課長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また、各課長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>(3) 代替設備の確保</p> <p>各課長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p>	<p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>ア. 各GMは、車両に関して停車している場所に応じて退避又は固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各GMは、炉心変更、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業及び屋外におけるクレーン作業を中止する。</p> <p>ウ. 当直長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また、各GMは、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>(3) 代替設備の確保</p> <p>各GMは、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p>	<p>(2) 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>ア. 各課長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>イ. 各課長は、炉心変更、原子炉棟内で照射された燃料に係る作業および屋外におけるクレーン作業を中止し、取水槽ガントリークレーンについては、係留位置に固定する。</p> <p>ウ. 当直長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また、各課長または当直長は、外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>(3) 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、取水槽ガントリークレーンが波及的影響を及ぼさないよう実施 																														

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案法等の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(5) 施設管理、点検 各課長は、竜巻防護対策施設について、その要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要事項を適切に反映する。</p>	<p>(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各GMは、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(5) 施設管理、点検 各GMは、竜巻防護対策施設について、その要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各GMは、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要事項を適切に反映する。</p>	<p>(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長または当直長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(5) 施設管理、点検 各課長は、竜巻防護対策施設について、その要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 電源事業本部長（原子力安全技術）は、以下の活動を実施することを手順書に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要事項を適切に反映する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. 有毒ガス</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 防災課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員のうち初動対応を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>7. 有毒ガス</p> <p>技術計画GMは、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員のうち初動対応を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備</p> <p>各GMは、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>7. 有毒ガス</p> <p>課長（技術）は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、技術部長の承認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>有毒ガス発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（放射線管理）は、全所員に対して、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動に係る教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（放射線管理）は、運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随伴・立会する者（以下「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>	<p>TS-88 有毒ガス発生時および新たな有毒化学物質確認時における対応について</p>

【島根固有】

- ・島根2号炉では、可動源に対する防護対象として運転員、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（有毒ガス発生時の初動対応要員+緊急時対策所内で指示を行う要員）、立会人および終息活動要員を設定する

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）および発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対して、(b) 項および (c) 項の実施により、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 防災課長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径 10 k m 近傍における新たな有毒化学物質の有無を確認し、新たな固定源または可動源を評価対象として特定した場合には、有毒ガスが発生したことを想定して吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課長は、可動源の輸送ルートについて、運転員および緊急時対策所内で指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p>	<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMIは、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(ア) 各GMIは、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）および発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に対して、(イ) 項及び (ウ) 項の実施により、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(イ) 化学管理GMIは、発電所敷地内における新たな有毒化学物質の有無を確認し、技術計画GMIは中央制御室等から半径 10 k m 近傍における新たな有毒化学物質の有無を確認する。化学管理GMIは、発電所敷地内における新たな固定源又は可動源を評価対象として特定した場合、技術計画GMIに連絡する。技術計画GMIは、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ウ) 各GMIは可動源の輸送ルートについて、運転員及び緊急時対策所内で指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>イ. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p>	<p>7. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（放射線管理）は、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ) 項、(ウ) 項およびウ. 項の実施により、重大事故等に対処する要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(イ) 課長（放射線管理）は、発電所敷地内および中央制御室等から半径 10 k m 近傍における新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ウ) 各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>イ. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(ア) 当直長および各課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調換気系および</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根 2号炉では、可動源に対して防護対策を実施。また、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根 2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根 2号炉では、可動源に対して防護対策を実施 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根 2号炉では、可動源に対して防護対策を実施

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(a) 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係GMに連絡停止等の措置について協議する。</p>	<p>(ア) 各GMは、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(イ) 各課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>ウ. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、7. 1項から7. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>策を実施</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉では、有毒ガス評価において固定源の防液堤を考慮している